

司法書士講座 2026年合格目標 基礎マスター ミニテスト
第1回（第3回時配付）問題

正しいと判断したときは「○」を、誤っていると判断したときは「×」を、それぞれ解答用紙の解答欄に記載しなさい。

1. 「物権」とは、人が人に対して特定の行為を要求できる権利である。これに対して、「債権」とは、人が直接物を支配する権利である。
2. 権利能力は、原則として、出生の時に取得するが、胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなされる。
3. 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、法定代理人が取り消すことができるが、当該未成年者は取り消すことはできない。
4. 未成年者が負担付きでない贈与を受ける場合には、当該未成年者は、法定代理人の同意を得ることを要しない。
5. 精神上的障害により事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人の請求により、後見開始の審判をすることができるが、検察官の請求により、当該審判をすることはできない。

- | | |
|---|---------------------|
| <p>1. × 「物権」とは、人が直接物を支配する権利である。これに対して、「債権」とは、人が人に対して特定の行為を要求できる権利である。</p> | <p>P 6</p> |
| <p>2. ○ 権利能力とは、私法上の権利義務の帰属主体となることができる資格をいう。そして、私権の享有は、出生に始まる（3条1項）。すなわち、権利能力は、出生の時に取得する。しかし、胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなされる（721条）。</p> | <p>P 11
～12</p> |
| <p>3. × 成年者が法律行為をするには、法定代理人の同意を得なければならず（5条1項本文）、同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる（同条2項）。この取消しは、法定代理人のほか、未成年者も、法定代理人の同意を得ないで、することができる（120条1項）。</p> | <p>P 14</p> |
| <p>4. ○ 未成年者が、単に権利を得、または義務を免れる法律行為をする場合は、法定代理人の同意を要しない（5条1項ただし書）。そして、負担付きでない贈与を受ける行為は、「単に権利を得・・・る法律行為」に当たる。</p> | <p>P 15</p> |
| <p>5. × 精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人または検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる（7条）。</p> | <p>P 16</p> |